

前橋市私立幼稚園・認定こども園協会会則

(目的)

第 1 条 本会は前橋市に於ける私立幼稚園、及び認定こども園の経営と、幼児教育及び保育のために、会員相互の連携と、教育研究と、研修を行い、もって幼児教育及び保育の振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は前橋市私立幼稚園・認定こども園協会とする。

(事務所)

第 3 条 本会の事務所は、会長の職にあるものの幼稚園又は認定こども園の所在地に置く。

(業務)

第 4 条 本会は、目的達成のために、次の事業を行う。

- 1 幼稚園及び認定こども園経営に関する研究
- 2 幼児教育及び保育に関する研究および研修
- 3 適正な保育料等に関する研究
- 4 幼稚園及び認定こども園相互連携に必要な協定に関する事項
- 5 官公庁の助成および補助に関する事項
- 6 その他必要と認められる事項

(会員)

第 5 条 本会の会員は、前橋市の私立幼稚園及び認定こども園の設置者または園長をもって会員とする。

(入会)

第 6 条 本会に新たに入会しようとするときには、入会申し込み書を会長に提出しなければならない。

(脱会)

第 7 条 本会を脱会しようとするときは、総会の承認を得るものとする。

(除名)

第 8 条 本会を除名しようとするときは、あらかじめ役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

(役員の数および選任)

第 9 条 本会には、次の役員をおく。

- | | |
|-------|-------|
| 1 会長 | 1 人 |
| 2 副会長 | 3 人以内 |
| 3 会計 | 1 人 |
| 4 書記 | 1 人 |
| 5 幹事 | 若干名 |
| 6 監査 | 2 人 |

2 役員は総会により選任する。

(役員の仕事)

第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ありたるときは、職務を代行する。
- 3 会計は、金銭の出納の職務を行う。
- 4 書記は、会議の議事録作成にあたり、庶務的業務を行う。
- 5 幹事は、協会の業務を行う。

(顧問)

第 11 条 本会に、顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、役員が推薦し、総会に諮って推挙する。

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会および役員会とする。

2 総会は、年1回とし、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時開くことができる。

3 役員会は必要に応じて随時会長が招集する。

(総会)

第14条 総会は、会員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 あらかじめ、書面による委任状は、出席したものとみなす。

3 議決は、出席者の過半数の賛成によるものとする。

(議決事項)

第15条 総会は次の事項を審議し、議決する。

1 事業計画および予算、決算

2 役員を選任

3 会員の入会、脱会、除名

4 その他会長が必要と認めた事項

(入会金、会費)

第16条 本会の入会金は総会において別に定め、会費は前年度1月10日における園児数を算出の基礎として総会において別に定める。(認定こども園の場合、3歳未満児も園児数に含める。)

(会費の納入方法)

第17条 会費の納入は、総会終了後2週間以内に、前条各号の定める合計額を会計担当者に納入しなければならない。

(経費の支弁)

第18条 本会の運営に要するすべての経費は、入会金および会費、その他寄付金をもって支弁する。

(会計監査)

第19条 本会に会計監査をおく。

2 会計監査は、毎年総会までに会計の監査を行わなければならない。

3 会計監査は、監査の状況を総会に報告し、承認を求めなければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 決算は、総会までに行うものとする。

(会則の変更)

第21条 本会の会則を改正しようとするときは、総会の議決を経なければ効力を生じない。

(附則)

1 昭和46年3月 一部改正

2 昭和50年9月 一部改正

3 昭和52年4月 一部改正

4 昭和54年5月 一部改正

5 昭和56年5月 一部改正

6 平成2年5月 一部改正

7 平成27年4月 一部改正